

第1 会津若松市障がい福祉サービス支給決定基準の概要

I はじめに

1. 目的

支給決定基準（以下「基準」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法における介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために設定する。

2. 基準の視点

基準には、障害者総合支援法第 22 条及び児童福祉法第 21 条の 5 の 7 に規定する支給の要否の決定や地域生活支援事業の運用等にあたり、本市の実情等を考慮し、必要な事項を定める。

3. 基準として定めるもの

以下の項目に関し、支給決定にあたっての基本的な考え方、支給決定の方法、支給量、併給関係等について定める。

（1） 障がい福祉サービス

○ 介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

○ 訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助（体験利用を含む。）、自立生活援助

○ 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

（2） 計画相談支援・障害児相談支援

（3） 地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

（4） 地域生活支援事業

ガイドヘルパー派遣事業、訪問入浴サービス事業、タイムケア事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、緊急時入所事業、地域生活体験事業

4. その他

（1） 支給決定は、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則、介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）、児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について及び基準に基づいて行うものとする。

（2） 支給決定に際して勘案すべき事項は、障害者総合支援法第 22 条、障害者総合支援法施行規則第 12 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 7 及び児童福祉法施行規則第 18 条の 10 で示された事項を基本とする。

Ⅱ 支給決定についての基本的な考え方

1. サービスを支給決定するにあたっては、実際にサービスの利用見込みがある場合を原則とし、障がい種別や障がい程度により、どのような支援を要するのかを十分に勘案するものとする。

2. 支給決定にあたっては、次の考えに基づき、サービス利用計画書（別紙2）を作成するものとする。

（1）全般的事項

- ① サービス内容において、目的等が同様であるものについての併給は不可とする。
- ② 同一時間帯における複数サービス利用は不可とする。

（2）訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

- ① 身体介護は24時間利用可とする。
- ② 1回あたりの標準利用可能時間数は、身体介護は3時間以内、家事援助は1.5時間以内を基本とする。
- ③ 支給量の計算にあたっては、別紙3「訪問系サービスの基準時間及び基準回数」に基づき、支給量計算シート（別紙4又は5）により算定する。
- ④ 月5週として支給量を計算するが、月により過不足が生じる場合は回数に当てはめて計算する。
- ⑤ 家事等の作業を利用者と一緒に行う場合等においては、支給量計算シートによる計算途上での時間調整を行うことができる。
- ⑥ 児童の家事援助は、家族（主たる介護者）が疾病等により家事が困難な場合とする。
- ⑦ 共同生活援助を行う住居に入居する者（体験利用者を含む。）は、原則として居宅介護・重度訪問介護の利用は不可とする。

（3）日中活動系サービス

- ① 同一時間帯の他サービス利用（例：日中活動系サービス利用中に、居宅介護（家事援助）を利用する等）は、不可とする。
- ② 同一日に、複数の日中活動系サービスを利用することは、不可とする。
- ③ 日中活動系サービスを複数利用することがより効果的であるなど、併給することについて合理的な理由がある場合については、複数の日中活動系サービスを併給することができる。

（4）居住系サービス

- ① 原則として毎日利用することとする。
- ② 原則として短期入所との併給は不可とする
- ③ 原則として居住系サービス間での併給は不可とする。しかし、共同生活援助を行う住居を体験的に利用することを希望する場合に限り、他の居住系サービスとの併給を可とする。（ただし、療養介護は除く。）
- ④ 共同生活援助の利用を希望する者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を希望しない利用者については、障害支援区分の認定を必ずしも必要としないものとする。なお、介護サービス包括型共同生活援助の申請時において、申請者本人からグループホームにおける介護の提供の希望があった場合、又は担当する相談支援事業所からグループホームにおける介護の必要性が確認された場合に限り、障害支援区分の認定手続きを行う。ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望

する障害者については、介護等の提供の希望の有無にかかわらず、障害支援区分の認定手続きを要するものとする。

(5) 計画相談支援及び障害児相談支援

原則として障がい福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援を利用する障がい者等を対象とする。

(6) 地域相談支援

① 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所、精神科病院に入院している者等につき、地域生活への移行に支援が必要な者に支給決定する。

② 地域定着支援

単身等で緊急時の支援が見込めない状況にあり、支援が必要な者に支給決定する。

3. 介護保険等対象者については、次の考えを基本とする。

介護保険法の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付等は、障害者総合支援法自立支援給付に優先する。(障害者総合支援法施行令第2条)

なお、具体的な事務手続きは、別に定める「障がい福祉サービス利用者の介護サービスへの移行手続き事務マニュアル」を参考にすること。

- (1) 障がい福祉サービスを利用している者が、介護保険による同種のサービスを利用する事となった場合においては、当該障がい福祉サービスの利用は、誕生日が月の初日の場合は当該誕生月の前月まで、誕生日が2日以降の場合は誕生日の属する月までとする。
- (2) 介護保険等に相当するものがない障がい福祉サービス固有のサービスと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助については支援の必要性に応じて障がい福祉サービスから支給する。
- (3) 介護保険サービス対象者については、介護保険によるケアプランを基本とする。
- (4) 支給決定に際し、介護保険等から給付を受けられる部分については支給量から除く。
- (5) 障がい固有の事由により介護保険等の限度額を超える分について、基準の範囲内において支給する。
- (6) 介護保険等によるサービスより障がい福祉サービスの方が本人の自立を支援すると認められる場合は、障がい福祉サービスを支給する。
- (7) 介護保険対象者（40歳以上65歳未満の特定疾病該当者も含む）であるが要介護認定を受けていない等の場合は申請勧奨するものとする。
- (8) 介護保険サービスを利用する介護保険第2号被保険者が生活保護該当となった場合、他法優先の観点から障がい福祉サービスの利用を優先する。(P17 参照)

4. 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた支給決定を受けるための申請等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症等への拡大防止の観点から、国県通知に基づき、障害支援区分の認定等の有効期間及びサービス更新者に対する勘案事項調査にかかる取扱いを定める(P26)。

5. サービス有効期間等に係る「誕生月制」に関する取扱いについて

効率的にサービス提供を行うため、利用者の誕生月をベースとしてサービス有効期間を決定する。

(1) サービス有効期間（終期）の決定

① 最長3年間支給決定できるサービスの場合

障害支援区分及び自立支援給付の有効期間の終期を3年間のうち最後の誕生月の末日とする。

② 最長1年間支給決定できるサービスの場合

自立支援給付の有効期間の終期を、1年間のうち直近の誕生月の末日とする。

(2) 誕生月制の例外（誕生月制を適用しないもの）

① 居住地特例該当者

② 就労アセスメントを行うため、就労移行支援の支給決定を行う場合

③ 療養介護の支給決定を行う場合

④ 標準利用期間が設定されているサービスの支給決定を行う場合

(3) サービス等利用計画（案）の取扱い

① 支給決定月から3か月以内に誕生月による更新となる者の場合

・ サービス種類や支給量に変更がないことが見込まれる場合は、直近で支給決定をした際に担当相談支援事業所から提出されたサービス等利用計画(案)を用いて、新たな支給決定を行うことができる。サービス種類の変更や追加又は支給量の変更が必要な場合は、新たに作成されたサービス等利用計画（案）によって支給決定を行う。

② 支給決定月から3か月を超えて誕生月による更新となる者の場合

・ 担当相談支援事業所から、新たにサービス等利用計画（案）の提出を受け、新たな支給決定を行う。

(4) 更新時の意向調査の取扱い

短期間（支給決定月から3か月以内）で誕生月となる場合であって、支給決定するサービス種類や支給量に変更がないことが見込まれる場合の意向調査については、調査実施場所やその手法を問わない。

(5) (4) の取扱いについては、共同生活援助（体験利用）利用後に、連続して共同生活援助（いわゆる本利用）の支給決定を行う場合も同様とする（ただし、利用するサービス提供事業所が同じ場合に限る）。

第2 障がい福祉サービスの内容について

I 介護給付の種類と内容

支援の種類	支援内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際必要な援助を行う。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際の必要な援助を行う。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。
生活介護	常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行う。
重度障害者等 包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

Ⅱ 訓練等給付の種類と内容

支援の種類	支援内容
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がい者につき、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がい者につき、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
宿泊型自立訓練	生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 B 型	就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護や、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをする障がい者につき、定期的な巡回訪問、相談助言等の支援を行う。

Ⅲ 障害児通所支援の種類と内容

支援の種類	支援内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
医療型 児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
放課後等 デイサービス	学校の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等 訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための支援を行う。

Ⅳ 地域相談支援の種類と内容

支援の種類	支援内容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

Ⅴ 計画相談支援・障がい児相談支援の内容

支援の種類	支援内容
計画相談支援	・サービス利用支援：障がい福祉サービス又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス等の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成する。 ・継続サービス利用支援：モニタリング期間ごとサービス等利用計画が適切であるか検証し、見直しを行う。
障害児相談 支援	・障害児支援利用援助：障害児通所支援の申請に係る障がい児の心身の状況、環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画を作成する。 ・継続障害児支援利用援助：モニタリング期間ごとに障害児支援利用計画が適切であるか検証し、見直しを行う。

VI 地域生活支援事業の種類と内容

支援の種類	支援内容
ガイドヘルパー 派遣事業	外出をする際に移動の介護が必要な障がい児・者に移動の支援及び移動先での必要な介助を行う。
訪問入浴サービス 事業	日常生活を営むのに支障のある重度の障がい者宅を訪問し、入浴介助のサービスを行う。
タイムケア事業	障がいのある方に、時間制で日中活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援や休息の確保を図る。
地域活動 支援センター	障がいのある方に、通所による活動の場を提供する。
福祉ホーム	一定程度、自活能力があり、家庭環境、住宅事情等の理由により、住居の確保が困難な障がいのある方に、居住の場を提供する。
緊急時入所事業	居宅においてその介護を行う者の疾病等緊急的な理由により、障がい者等が入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を受けることを目的とする。
地域生活体験 事業	地域における生活を体験できる共同生活を営むべき住居において、障がい者等が相談、食事の提供その他の日常生活の支援を体験することを目的とする。

第3 障がい福祉サービスについて

I 介護給付

1. 介護給付の種類と対象者

介護給付の各障がい福祉サービスの利用可能対象者の要件として、次のとおり障害支援区分等を設定する。

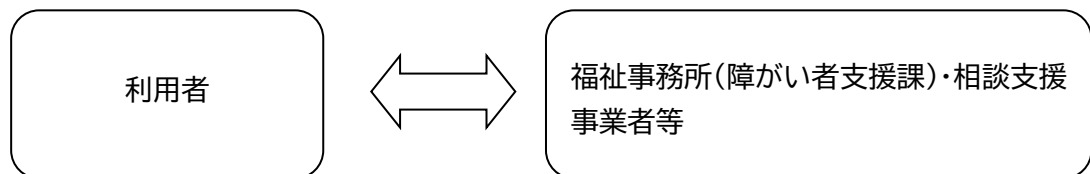
種類	対象要件
居宅介護	区分1以上。ただし、身体介護を伴う通院等介助については区分2以上、なおかつ「歩行」が「全面的な支援が必要」か「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかが「支援が不要」以外で認定されていること。
重度訪問介護	区分4以上であって、次の①、②の両方に該当するか、③に該当する者 ① 二肢以上に麻痺があること。 ② 認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外で認定されていること。 ③ 判定基準票（別紙17）による行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の者
同行援護	同行援護アセスメント調査票（別紙6-1）による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれか1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の者。
行動援護	区分3以上であって、判定基準票（別紙17）による行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
療養介護	次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者 (一) 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 (二) 区分5以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること。 イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ロ 医療的ケアスコア（別紙29）16点以上の者 ハ 行動関連項目（別紙17）10点以上かつ医療的ケアスコア（別紙29）8点以上の者 ニ 遷延性意識障害があり医療的ケアスコア（別紙29）8点以上の者 (三) 上記に準ずるものとして市が認める者
生活介護	○区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である者 ○年齢が50歳以上の場合は区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である者 ○障がい者支援施設に入所し、区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性があると認められる者（P23参照）

短期入所 (福祉型)	区分 1 以上の者（単身世帯者については、本人の心身の状況等から特に必要と認められる場合に限り、必要期間・必要量を支給決定する。）
重度障害者等 包括支援	区分 6 に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって次に掲げる者 ① 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のア、イのいずれかに該当する者 （ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 （イ）最重度知的障がい者 ② 判定基準票（別紙 17）による行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者
施設入所支援	○生活介護利用者のうち、区分 4（50 歳以上の場合は区分 3）以上の者 ○自立訓練又は就労移行支援又は就労継続支援 B 型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練等を受けることが困難な者 ○特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、上記に該当しない者若しくは就労継続支援 A 型を利用する者 ○平成 24 年 4 月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所していた者であって継続して入所している者

2. 介護給付支給決定までの流れ

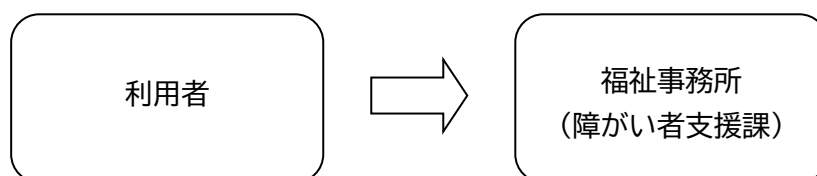
(1) 介護給付（同行援護及び行動援護を除く）

1 相談



障がい者のニーズを確認し、サービスの情報提供などの相談支援を行う。

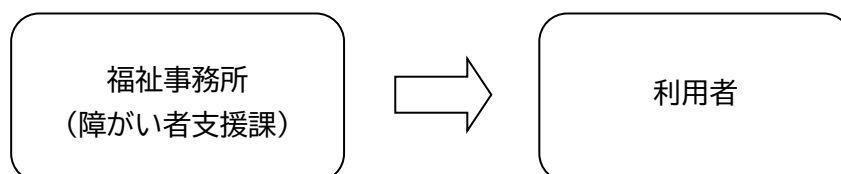
2 申請



利用者が市に対して、サービスの支給申請を行う。

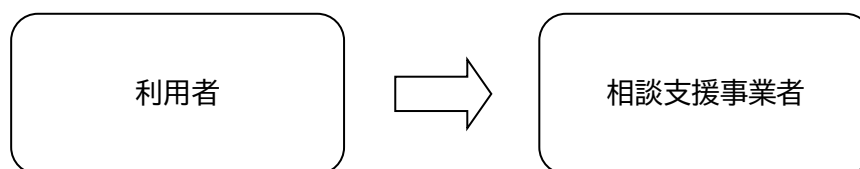
※介護保険該当者(40 歳以上 65 歳未満の特定疾病のある方も含む)は、介護保険サービスの申請を勧奨

3 サービス等利用計画案の提出依頼



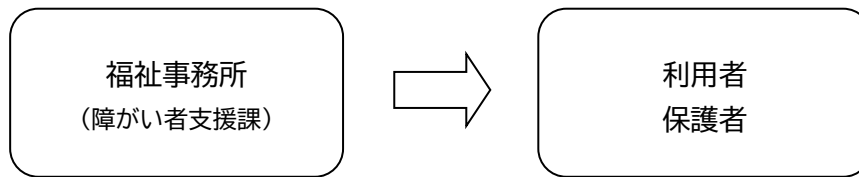
市は、利用者にサービス等利用計画案の提出を依頼する。(相談支援事業者の情報を提供)

4 相談支援事業者との利用契約



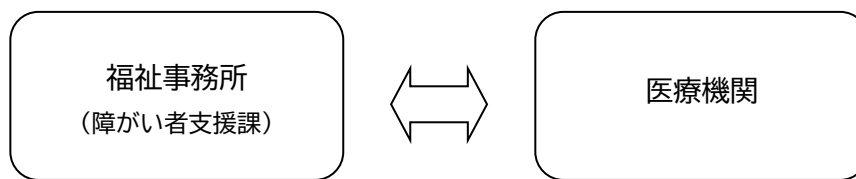
利用者は相談支援事業者とサービス等利用計画作成の契約を結び、作成を依頼する。

5 認定調査・概況調査



障害支援区分を判定するために、利用者及び保護者等と面接をし、認定調査を行う。概況調査もあわせて行う。[認定調査票、概況調査票]

6 医師意見書の作成依頼



一次判定や審査会(二次判定)において使用するため、市から医療機関に対し医師意見書の作成を依頼する。

7 一次判定

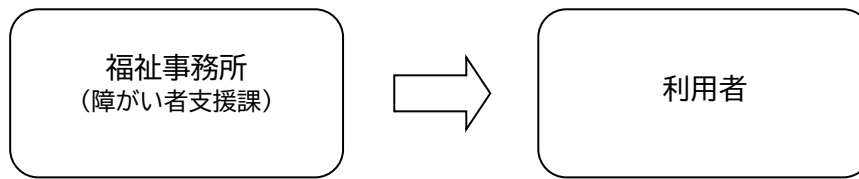
コンピューター入力により行う。(医師意見書も一部反映)

8 障害支援区分の認定審査

審査会(二次判定)

障害支援区分の認定が必要な場合、審査会により障害支援区分を認定する。

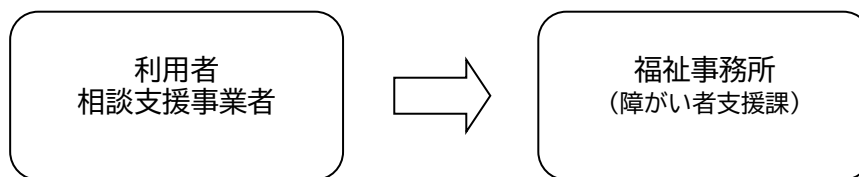
9 サービス利用意向聴取



市が利用者にサービスの利用意向を聴取する。

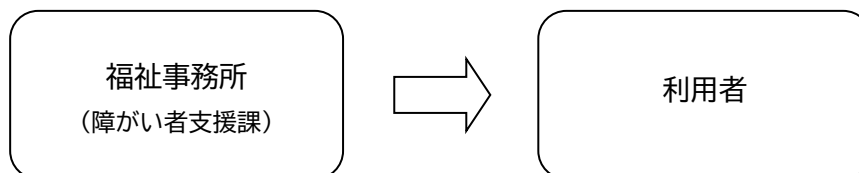
〔勘案事項整理票(別紙1-1)、サービス利用計画書(別紙2)〕

10 サービス等利用計画案の提出



利用者と契約を締結した相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案と計画相談支援支給申請書兼届出書を市に提出する。

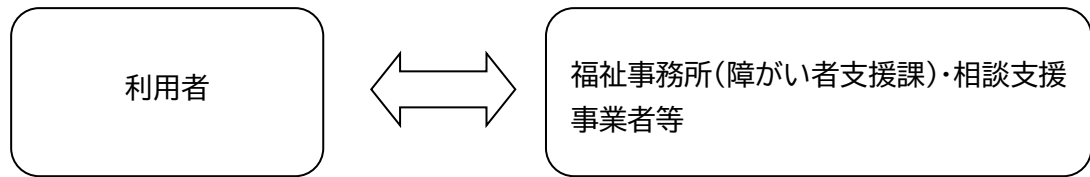
11 サービスの支給決定



利用意向、サービス等利用計画案を勘案しサービスの支給決定をする。

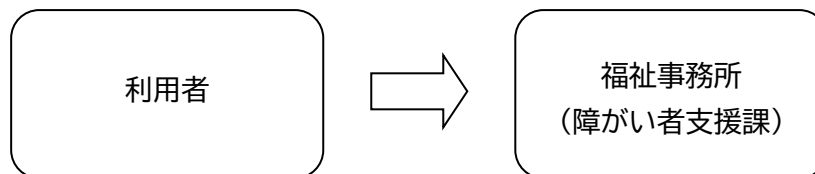
(2) 同行援護

1 相談



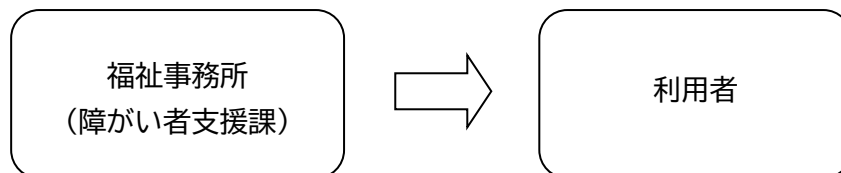
障がい者のニーズを確認し、サービスの情報提供などの相談支援を行う。

2 申請



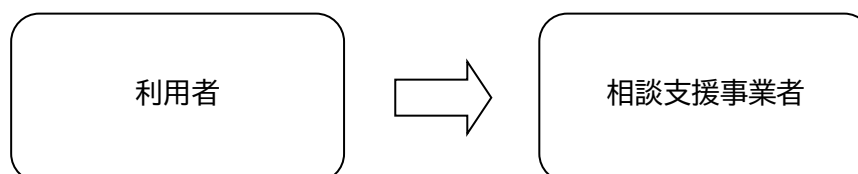
利用者が市に対して、サービスの支給申請を行う。

3 サービス等利用計画案の提出依頼



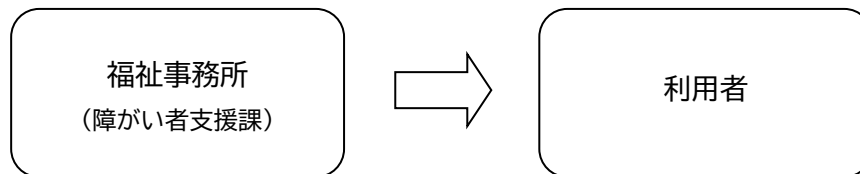
市は、利用者にサービス等利用計画案の提出を依頼する。(相談支援事業者の情報を提供)

4 相談支援事業者との利用契約



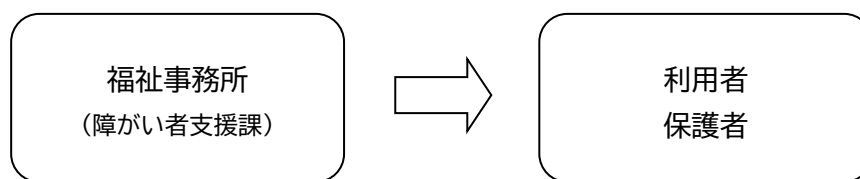
利用者は相談支援事業者とサービス等利用計画作成の契約を結び、作成を依頼する。

5 同行援護アセスメント調査票により調査



同行援護アセスメント調査票(別紙6-1)により、同行援護の対象者と成り得るか調査を行う。

6 認定調査・概況調査

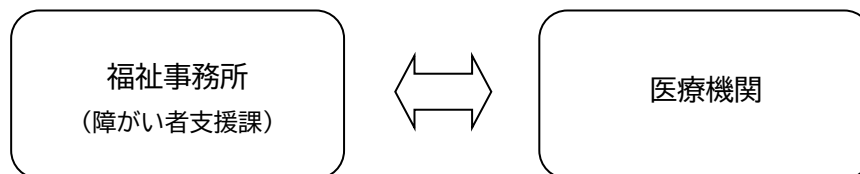


障害支援区分を判定するために、利用者及び保護者等と面接をし、認定調査を行う。

概況調査もあわせて行う[認定調査票、概況調査票]。

同行援護以外の介護給付の各障がい福祉サービスを希望しない場合で、障がい支援区分3以上に該当しないと見込まれる場合は、以下7～9までは不要。

7 医師意見書の作成依頼



一次判定や審査会(二次判定)において使用するため、市から医療機関に対し医師意見書の作成を依頼する。

8 一次判定

コンピューター入力により行う。(医師意見書も一部反映)

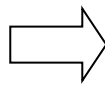
9 障害支援区分の認定審査

審査会(二次判定)

障害支援区分の認定が必要な場合、審査会により障害支援区分を認定する。

10 サービス利用意向聴取

福祉事務所
(障がい者支援課)



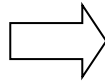
利用者

市が利用者にサービスの利用意向を聴取する。

〔勘案事項整理票(別紙 1-1)、サービス利用計画書(別紙 2)〕

11 サービス等利用計画案の提出

利用者
相談支援事業者

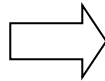


福祉事務所
(障がい者支援課)

利用者と契約を締結した相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案と計画相談支援支給申請書兼届出書を市に提出する。

12 サービスの支給決定

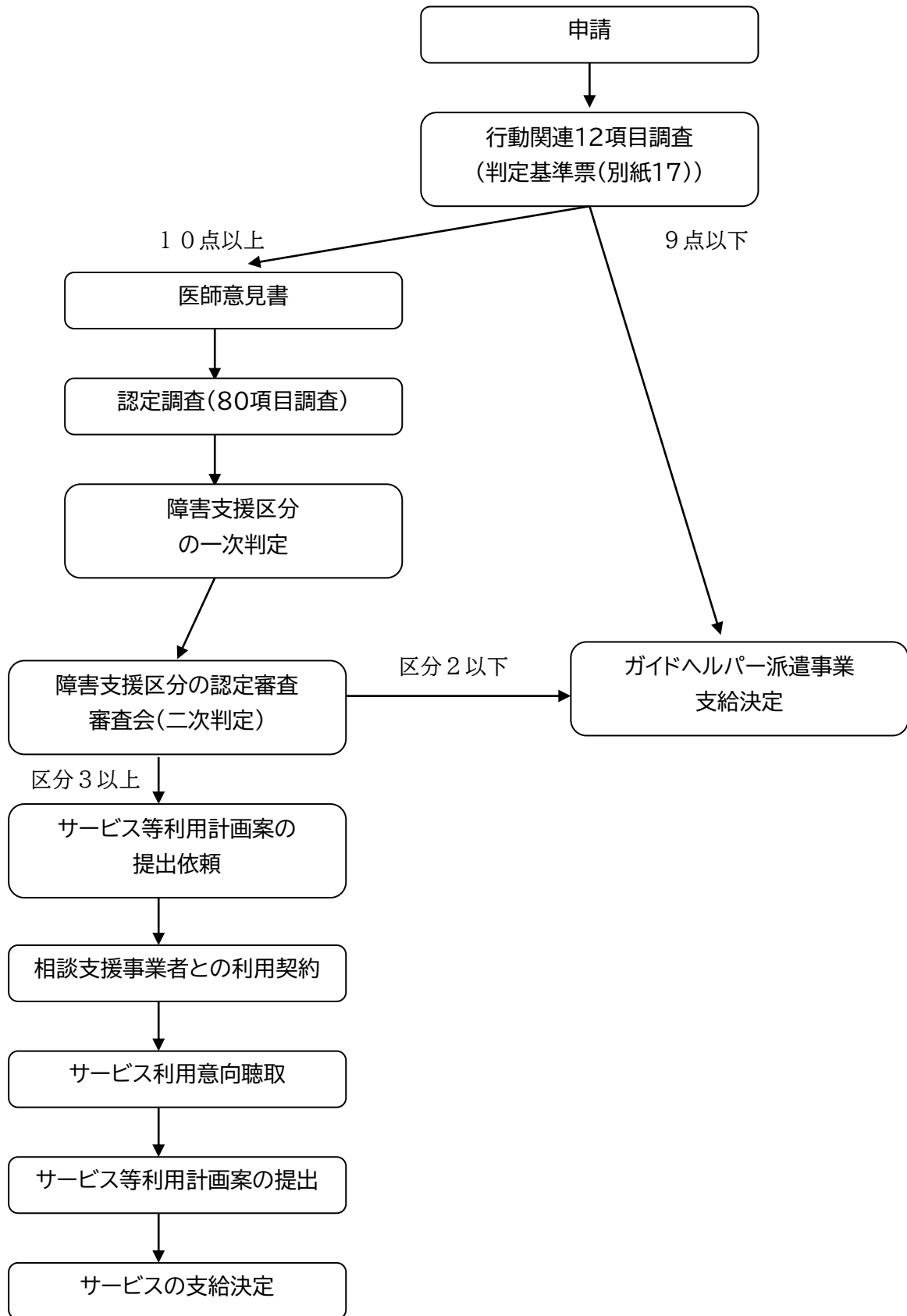
福祉事務所
(障がい者支援課)



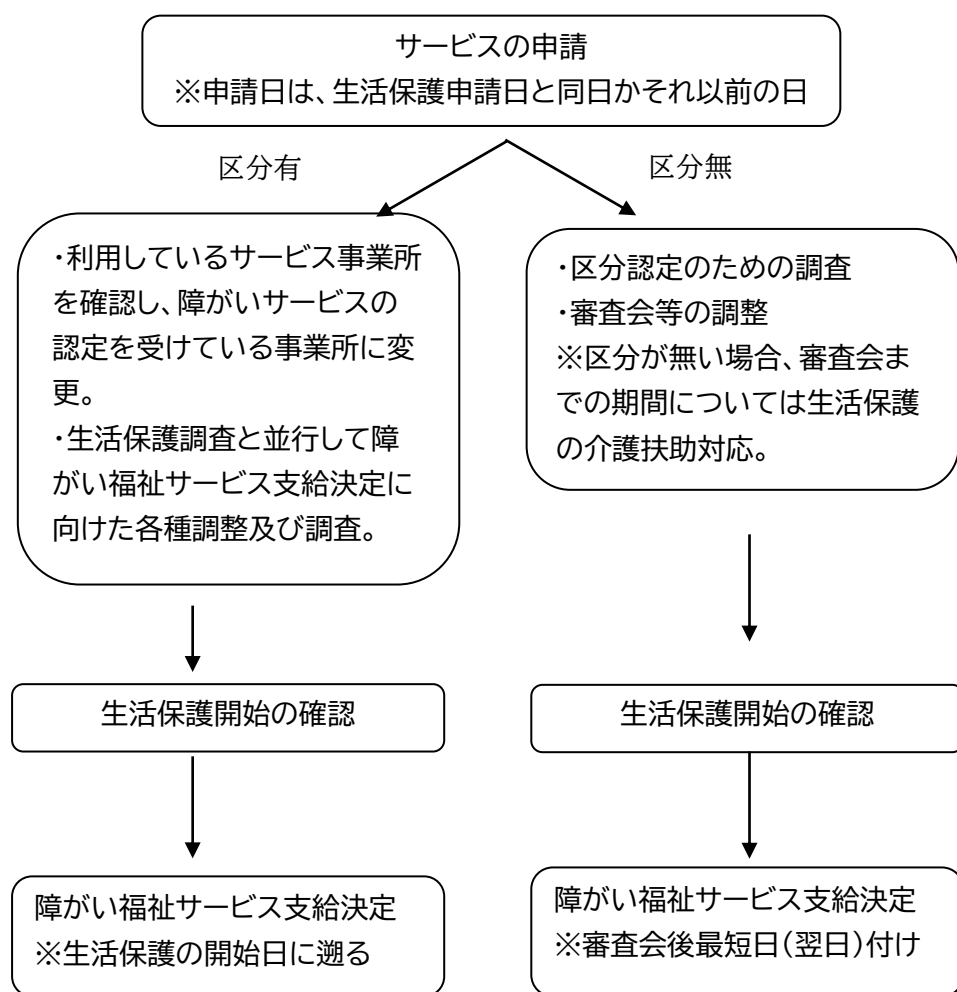
利用者

利用意向、サービス等利用計画案を勘案しサービスの支給決定をする。

(3) 行動援護



- (4) 介護保険第2号被保険者が生活保護を申請し、介護サービスから障がい福祉サービスへの移行が必要な場合のフロー



- ・生活介護を利用する場合など、事業所の移行に時間を要する場合、調整に必要な期間については介護扶助にて対応する。
- ・生活保護廃止によって介護保険第2号被保険者となり、障がい福祉サービスから介護サービスへ移行が必要な場合については、生活保護担当者からの連絡を受け、速やかに高齢福祉課と調整を図り、介護サービスへの移行を行う。なお、事業所の都合等で移行に時間を要する場合については、その調整が完了するまで障がい福祉サービスの支給決定を継続する。

3. 居宅介護における通院等介助の取り扱い

(1) 基本的な考え方

①「通院等」の範囲は、次のとおりとする。

- ア 病院等に通院する場合
- イ 官公署又は指定相談支援事業所を訪れる場合
- ウ 指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合

② 支給決定区分は、次のとおりとする。

- ア 通院等介助（身体介護を伴う場合）…身体介護
- イ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）…家事援助
- ウ 通院等乗降介助
通院等乗降介助については、居宅から病院等までを1回、病院等から居宅に戻るまでを1回として決定する。

(2) 支給要件

① 通院等介助（身体介護を伴う場合）

通院等に伴う移動介護が必要な者で、以下のいずれにも該当する者とする。

- i) 障害支援区分が2以上の者
- ii) 障害支援区分の認定調査項目において、次のいずれか1つ以上に認定されている者
 - ア「歩行」：「全面的な支援が必要」
 - イ「移乗」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
 - ウ「排尿」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
 - エ「排便」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
 - オ「移動」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
- iii) 外出中において、付添者が単に促しの声かけ等ではなく、身体を支えるなど転倒防止等のため介助の手をすぐ出せる態勢が常時必要な場合。

② 通院等介助（身体介護を伴わない場合）及び通院等乗降介助は、障害支援区分が1以上である者

③ 通院等乗降介助

- i) 通院等の乗降介助が必要な者で、以下のいずれにも該当する者
 - ア ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助が必要な者
 - イ 乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助が必要な者
- ii) 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

④ 病院等内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により支援対象とする。

4. 居宅介護における育児支援の取り扱い

(1) 基本的な考え方

「育児支援」の範囲は次のとおりとする。

- ① 沐浴
- ② 授乳
- ③ 乳児の健康把握の補助
- ④ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ⑤ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ⑥ 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ⑦ 利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い
- ⑧ 利用者（親）の子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎

(2) 支給要件

次の①から③のすべてに該当する場合であって、個々の利用者（親）、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて支給するものとする。

- ① 利用者（親）が障がいによって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者（親）の子どもが1人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合

5. 居宅介護における家事援助の取り扱い

(1) 基本的な考え方

家事援助とは調理、洗濯、掃除、買い物等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。このため、単身世帯に属する利用者又は家族若しくは親族と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者に対して行うことができる。（「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」より）

(2) 支援内容について

具体的な支援内容については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老人計第10号）」に準拠した内容とする。

6. 療養介護について

(1) 基本的な考え方

療養介護の支給決定者にかかる利用者負担限度額については、福祉サービス利用における利用者負担額と医療型個別減免（食費、福祉部分の負担額・医療部分の負担額の上限月額についての減免）の決定を行う。

医療型個別減免の算定を行う際、医療保険から発行されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有無と適用区分を以下について改めて確認する。

国民健康保険加入者 毎年8月1日以降（年1回の更新が必要）。

社会保険加入者 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行されたことを確認した時点(各種健康保険組合により対象であることを確認する手段・基準日・期間が異なる。)

(2) 療養介護の支給決定にかかる障害支援区分の事務取扱について

国民健康保険加入者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年8月1日以降に更新手続きが必要であることに伴い、療養介護の支給決定期間と障害支援区分認定有効期間を合わせるにより、申請者の事務手続きを同一の期間で行うことができる。

また、社会保険加入者については、各種健康保険組合により対象であることを確認する手段・基準日・期間が異なるため、その都度の確認を行う。

以上のことから、「障害支援区分・有効期間の認定を受けた療養介護支給決定者であり、国民健康保険加入者は、障害支援区分・有効期間認定を受けた期間内の最終の7月31日まで短縮した月数を有効期間とする(その他の医療保険者は除く)。」

7. 基準支給量

介護給付の基準支給量は、次のとおりとする。

(1) 訪問系サービス

ア 障がい者(一般)

(時間数/月)

サービスの種類		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	基準	16	21	30	57	90	130
	単身・介護加算	12	17	24	37	55	82
重度訪問介護	基準				156	195	334
	単身・介護加算				90	107	279
行動援護	基準			36	48	63	82
	単身・介護加算			17	26	38	57
同行援護	基準	58					
	単身・介護加算	10					
重度障害者等包括支援	基準						国庫負担基準単位に準ずる

イ 在宅で生活する者のうち、他制度・他のサービスを利用する場合

○介護保険等対象の障がい者

(時間数/月)

サービスの種類		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	基準	9	12	17	32	51	73
	単身・介護加算						
重度訪問介護	基準				79	83	124
	単身・介護加算						
行動援護	基準			19	19	19	19
	単身・介護加算						
同行援護	基準	58					
	単身・介護加算	10					
重度障害者等包括支援	基準						国庫負担基準単位に準ずる

※単身・介護加算は、次の者に対して訪問系サービスの支給決定を行う場合に、基準支給量に加算して支給量の上限を設定するために用いる。

- ① 共同生活援助を利用していない者で単身生活をしている者
- ② 家庭内において、介護者が疾病や高齢等により介護力が低下している世帯に属する者

ウ 共同生活援助の利用者

(時間数等／月)

	対象者		サービスの種類	時間数等
① 共同生活 居住内	(1)	重度訪問介護支給対象者	重度訪問介護又は居宅介護	46
	(2)	区分4以上で、個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられており、市が必要性を認める者	居宅介護（身体介護に限る）	19
③ 通院	(3)	区分1以上かつ慢性疾患等を有する障がい者であって、医師の指示により定期的な通院が必要であり、個別支援計画に通院時の支援が位置づけられている者	通院等介助（行先は医療機関に限る）	13
	(4)	(3)に同じ	通院等乗降介助（行先は医療機関に限る）	4回

※①、②ともそれぞれ一つまで、必要に応じて支給する。

※①については、介護サービス包括型共同生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助利用者を対象とする。

(2) 日中活動系、居住系サービス等

サービスの種類	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
療養介護					各月の日数	
生活介護		各月の日数から 8 を差し引いた日数以内				
短期入所	10 日以内					
施設入所支援	各月の日数					

※日中活動サービスの特例について（生活介護）

日中活動サービス事業者が、事業運営上の理由から「各月の日数から8を差し引いた日数（以下「原則の日数」という）」を超える支援が必要となる場合は、県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が原則の総和の範囲内であれば利用することができる。

（「日中サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成18年9月28日付障障発第0928001号）」参照）

8. 基準支給量を超えた支給決定

サービスの種類		支給上限
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	加算なし 加算あり	-
生活介護		
短期入所		30 日かつ年間 180 日

※生活介護においては、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合。

9. 基準支給量を超える場合の決定方法

(1) 基準支給量を超えて決定する場合においては、次の資料を添えて審査会の意見を聴取し、支給決定するものとする。

- ①直近の審査会に諮った資料（審査会意見等様式・審査会資料・医師意見書・認定調査票・概況調査票・サービス利用状況票）
- ②勘案事項整理票（別紙 1-1）
- ③サービス利用計画書（別紙 2）
- ④訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護）の支給量計算シート（別紙 4）
- ⑤対象者に計画相談支援又は障害児相談支援が支給決定されている場合は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案
- ⑥基準支給量を超える場合の決定にかかる理由書（別紙 28）

(2) 支給量が、基準支給量を超えるか又は既に基準支給量を超えた支給となっている場合において、決定を受けている支給量が直近の審査会までに不足することが明らかで、次の要件のいずれも満たすときは、審査会で審議することなく支給量の変更を決定し、直近の審査会に報告するものとする。

①切迫性

利用者又は介護を行う者の状況等が疾病等による体調の変化、又は就労、葬祭等による環境の変化などの要因により、支給決定における勘案事項調査時と変化が生じ、支給量を変化しなければ利用者が日常生活に支障をきたすことが明らかな場合

②非代替性

現に使っているサービス以外の障がい福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービス支給量の拡大以外に代替する支援の方法がない場合

(3) (2) の取り扱いをするにあたっては、利用者及び家族の意向、状態等を調査し、サービス利用計画書を作成し、福祉事務所における所内会議を経た上で判断するものとする。

(4) 短期入所について、基準支給量を超えて支給決定する場合（介護者の疾病等による）は、次の手続きにより行うものとする。

- ① 利用者、家族、相談支援専門員等からの相談
- ② 相談支援専門員による聴き取り・サービス等利用計画案の提出
対象者に計画相談支援（または障害児相談支援）が支給決定されている場合は、相談支援専門員による本人及び医療機関等への聴き取りを実施し、必要な支給期間を提案する。
- ③ サービス等利用計画案及び変更申請書の提出
- ④ 市担当ケースワーカーによる聴き取り
 - i) 本人、家族への聴き取り
 - ii) 医療機関への聴き取り

聞き取った内容については、「介護者の状況について（短期入所の基準支給量を超える場合）」（別紙２４）に記載する。診療情報提供書や計画案等で確認できている場合は、iのみ行う。※iの聞き取りが困難な場合には、iiのみを行う。
- ⑤ 所内会議
聞き取りの結果を踏まえ、下記資料をもとに支給決定案について協議する。
 - ・「介護者の状況について（短期入所の基準支給量を超える場合）」（別紙２４）
 - ・基準支給量を超える決定にかかる理由書（別紙２８）
- ⑥ 審査会の意見聴取
審査会への提出資料
 - i) 直近の審査会に諮った資料（審査会意見等様式・審査会資料・医師意見書・認定調査票・概況調査票・サービス利用状況票）
 - ii) 勘案事項整理票（別紙１－１又は別紙１－２）
 - iii) サービス利用計画書（別紙２）
 - iv) 「介護者の状況について（短期入所の基準支給量を超える場合）」（別紙２４）
 - v) 基準支給量を超える決定にかかる理由書（別紙２８）
- ⑦ 支給決定

10. 支給決定期間

	支給決定期間	
	最短	最長
居宅介護	1ヶ月	1年
重度訪問介護		
行動援護		
同行援護		
重度障害者等包括支援		
短期入所		3年
療養介護		
生活介護		
施設入所支援		

※ 表中の期間に支給決定日の属する月の末日までの期間が加わる。

※支給決定期間は、上の表における最長の期間内で利用者の誕生日の属する月の末日までを原則とする。ただし、療養介護、居住地特例該当者を除く。

※療養介護の支給決定期間は、障害支援区分・有効期間と同様に認定を受けた期間の最終の7月31日までの期間とする。（国民健康保険加入者）

1 1. 施設入所支援と就労継続支援B型及び施設入所支援と生活介護で障害支援区分が4（50歳以上の者は3）よりも低い者の利用の組み合わせについて

（1）対象者

本人が施設入所を希望しており、以下の要件のいずれも満たす者とする。

ア 単身生活が困難な者

- ① 本人が他者に対し意思表示出来ないなど、不測の事態に対応できない場合
- ② 症状の急変がある、火の扱いに問題がある、他害・自傷行為があるなど、常時の見守りが必要である場合

イ 家族との同居が困難（家族との分離が必要）な者

- ① 家族の高齢化、虐待など家族による支援が困難な場合
- ② 本人の家族に対する暴力行為などがある場合
- ③ 介護負担の増大により家族の心身に影響が出た場合、またはそれにより本人への支援が困難となった場合

ウ グループホームでの生活が困難な者

- ① 本人が生活を希望する地域のグループホームに空きがない場合
- ② 体験利用をしたが、心身状態の悪化や利用中断などにより適応できない場合

※ア～ウの複合的な要因により、地域生活が困難な状況にある者を対象者とし、同時に本人が施設入所に同意している場合とする。

※明確な意思疎通は困難だが、行動等で明らかに施設を拒否している場合は、対象者とはしないものとする。

（2）支給決定

ア 新規決定の場合

次の資料を添えて審査会の意見を聴取し、当該組み合わせが妥当と判断される場合は、支給決定するものとする。

- ① 対象者該当理由書（別紙14）
- ② 単身フォーマット（別紙15）
- ③ 共同生活援助の体験利用の際の個別利用計画及びモニタリング結果（※注）
- ④ 相談支援専門員の作成したサービス等利用計画案
- ⑤ 勘案事項整理票（別紙1-1）

（※注） 体験利用を行っていない場合、共同生活援助の体験利用の際の個別利用計画及びモニタリング結果は不要

イ サービス更新の場合

事務処理要領に基づき、更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、当該組み合わせが妥当と判断される場合は、引き続き利用を認める。

1 2. 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた支給決定を受けるための申請等の取扱いについて

1 障害者支援施設や病院等における障害支援区分の調査について

新型コロナウイルス感染症等への感染拡大防止を図る観点から、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している対象者の認定調査が困難な場合、国からの通知に基づき、オンライン（情報通信機器を通じてリアルタイムに行う方法）による認定調査を行えるものとする。

また、障害者支援施設入所者の障害者支援区分調査については施設職員による委託調査についても可能な範囲内で検討する。

2 サービス更新者に対する勘案事項調査について

新型コロナウイルス感染症等への感染症拡大防止を図る観点から通常のサービス更新者において一定の条件（※1）に該当する場合には電話による聞き取りにより勘案事項調査を実施する。

【サービスのみ勘案事項調査】

一定条件※1に該当の有無を確認し、通常的面会による調査対応か電話での聞き取りによる調査を実施する。電話聞き取りの場合には、勘案事項整理票の実施場所の自宅外（「電話聞き取り」と記載する。

※1 電話聞き取りのみによるサービス更新する場合の条件（一つでも該当すれば可とする）

- 安定してサービスを利用出来ており、家庭環境に大きな変動がない方
（担当 CW のみの判断でなく、計画相談支援員等に聞き取りを行ったうえで判断する）
- 感染リスクが高い基礎疾患を持っている方や同居人に高齢の家族がいる方
- その他、本人家族による訪問拒否や面会拒否の意向があった場合

■留意事項

- ・本人等意向確認については、これまでどおり申請書及び受付時の聞き取りをもって行う。
なお、郵送申請などにより面会が困難な場合（施設等の入室困難、利用者が基礎疾患などを有する場合）については、電話での聞き取りなどを必ず行う。
- ・新規、変更、追加利用の認定調査等もこれまで通り面会による調査を基本とする。対面の調査全般を通じて、対象者の意向を聞き取りした上で調査員の健康状態に留意し、面会時間の短縮、調査場所の設定など、感染防止に十分に配慮して調査を行う。

Ⅱ 訓練等給付

1. 訓練等給付の種類

訓練等給付は、障がいのある方が地域で生活するために、一定期間提供される訓練的支援である。訓練等給付の支給決定は、次に掲げるサービスの種類ごとに行うこととする。

- (1) 自立訓練（機能訓練）
- (2) 自立訓練（生活訓練）
- (3) 宿泊型自立訓練
- (4) 就労移行支援
- (5) 就労定着支援
- (6) 就労継続支援（A型）
- (7) 就労継続支援（B型）
- (8) 共同生活援助（体験利用、サテライト型住居及び地域移行型ホームを含む。）
- (9) 自立生活援助

2. 支給決定等について

○訓練等給付(共同生活援助、就労継続支援B型及び就労定着支援を除く。)については、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象とする。

○新規にサービスを利用する場合及びサービスの種類を変更する場合は、アセスメントのため、障害支援区分の認定調査票を用いた調査を行い、支給決定する。

○自立訓練事業に限り、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し（別紙 16）、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考として用いる。

○就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下、「指定就労移行支援等」という）を受けて通常の事業所（就労継続A型は除く）に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月以上42月未満の場合に支給決定をする。なお、支給決定は42月から就労を継続している期間を除いた期間で支給決定をとする。

○就労継続支援A型については、選考試験がある場合、合格者に対して支給決定する。

○就労継続支援A型・B型については、支給決定の更新時に、相談支援事業者及びサービス提供事業者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、総合所見（別紙 9）により更新の要否を判断するものとする。

○外部サービス利用型共同生活援助の利用を希望する者のうち、障害支援区分2以上の者で、入浴、排せつ又は食事の介護等を希望する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案に基づいて、受託居宅介護サービスを次の基準支給量の範囲内で支給決定する。

受託居宅介護サービス基準支給量

障害支援区分	基準支給量
区分 2	2.5 時間／月
区分 3	10 時間／月
区分 4	15 時間／月
区分 5	21.5 時間／月
区分 6	31.5 時間／月

○共同生活援助の受託居宅介護サービスにおいて、以下の者については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、基準支給量を超えて支給決定する。

（ア）当該支給申請を行う者が利用しようとする外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは希望する利用者のすべてが障害支援区分 2 以下である場合。

（イ）障害支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、基準支給量を越えた支給決定が必要であると福祉事務所が認めた場合。

上記（ア）又は（イ）に該当する者で、基準支給量を超えて受託居宅介護サービスの利用を希望する者は、以下の資料により審査会の意見を聴取する。

- ① 直近の審査会に諮った資料（審査会意見等様式・審査会資料・医師意見書・認定調査票・概況調査票・サービス利用状況票）
- ② 勘案事項整理票（別紙 1-1）
- ③ 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護）の支給量計算シート（別紙 4）
- ④ 指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案

3. 支給決定期間等

サービスの種類	支給決定期間			標準利用期間等
	最短	最長	暫定支給期間	
自立訓練（機能訓練）	1ヶ月	1年	最長2ヶ月	1年6ヶ月以内（ただし、頸髄損傷による四肢の麻痺等の場合は3年以内）
自立訓練（生活訓練）				2年以内（ただし、長期入院等の事由がある場合は3年以内）
宿泊型自立訓練				2年以内（ただし、養成施設は3年間又は5年間）
就労移行支援			なし	3年以内
就労定着支援				
就労移行支援（養成施設）	3年又は5年		なし	3年又は5年
就労継続支援（A型）	1ヶ月	3年	最長2ヶ月	利用期間の制限なし
就労継続支援（B型）		・50歳に達している者（3年） ・上記以外の者（1年）	なし	
共同生活援助		3年		・共同生活援助におけるサテライト型住居の利用者（原則として3年間） ・共同生活援助における地域移行型ホームの利用者（原則として2年間）
共同生活援助（体験利用）		1年		利用期間の制限なし
自立生活援助		1年		1年以内

※表中の期間に、支給決定日の属する月の末日までの期間が加わる。

※支給決定期間は、上の表における最長の期間内で利用者の誕生日の属する月の末日までを原則とする。ただし、居住地特例該当者、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、共同生活援助（体験利用・サテライト型住居・地域移行型ホーム）、自立生活援助を除く。

※暫定支給決定の期間は、支給決定期間を含むものとする。

※標準利用期間等とは、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、共同生活援助（サテライト型住居及び地域移行型ホームに入居している場合に限る。）、自立生活援助の利用期間をいう。

4. 標準利用期間等延長に係る手続き

標準利用期間の設定のある事業及び共同生活援助（サテライト型住居及び地域移行ホーム）における支給期間（以下「期間」という。）の、期間を超えてサービスの利用及び更新が必要な場合には、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、更新ができるものとする。

（１） 対象となる事業

- ア 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- イ 宿泊型自立訓練
- ウ 就労移行支援
- エ 共同生活援助（サテライト型住居利用者及び地域移行型ホーム利用者に限る。）
- オ 自立生活援助

（２） 延長できる期間

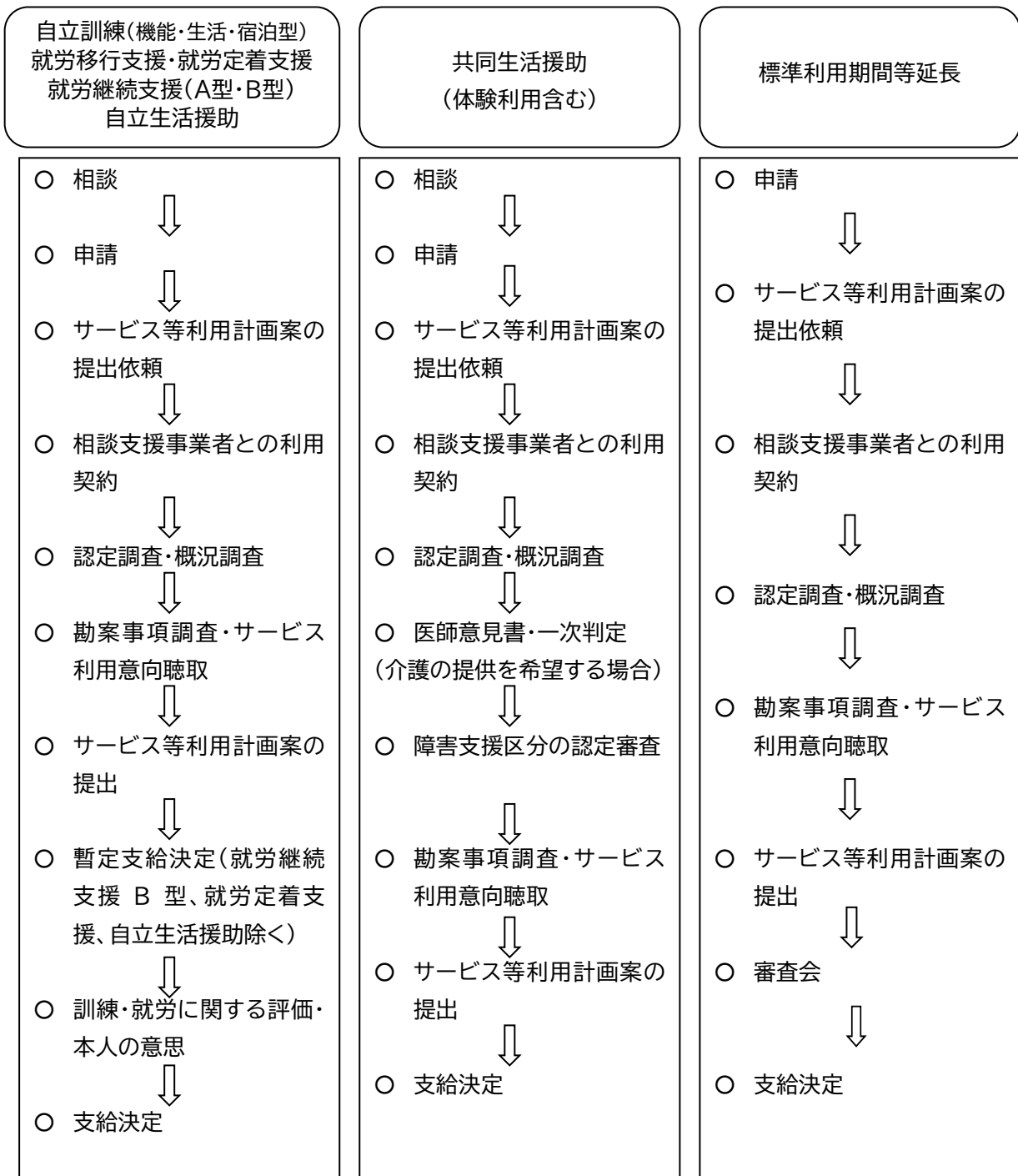
サービスの種類	延長できる期間
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援	最大１年間（原則１回）
共同生活援助（サテライト型住居利用時）	単身生活移行に必要な期間
共同生活援助（地域移行型ホーム利用時）	地域移行のために必要最小限の期間
自立生活援助	自立生活のために必要な期間

※上記サービスは、期間延長の手続きにより、審査会において延長及び更新の必要性が認められた場合、再度更新することができる。

（３） 手続き

- ア 対象となる事業のサービス利用者から、期間延長の申請があった時は、認定調査・概況調査及び勘案事項調査を行うとともに、相談支援事業者によるサービス等利用計画案及びサービス利用者が利用する事業所から以下の資料の提出を求めるものとする。
 - ・ 訓練等給付支給決定更新に係る事業所評価票・チェックシート（別紙 10）・（別紙 11）
 - ・ 標準利用期間での支援計画総括表（別紙 13）
 - ・ サービス利用時におけるアセスメント票
 - ・ 利用期間延長にかかる支援計画票（別紙 12）
- イ 審査会には、アにより事業所から提出された資料及び以下の資料を提出するものとする。
 - ・ 認定調査票・概況調査票（当該事業申請時の調査票及び期間延長申請に伴い調査した際の調査票）
 - ・ 勘案事項整理票（別紙 1-1）

5. 訓練等給付支給決定の流れ



※認定調査時に勘案事項並びにサービス利用意向の調査を行うことも可能とする。

※共同生活援助の利用を希望する者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を希望しない利用者については、障害支援区分の認定を必ずしも必要としないものとする。なお、介護サービス包括型共同生活援助の申請時において、申請者本人からグループホームにおける介護の提供の希望があった場合、又は担当する相談支援事業所からグループホームにおける介護の必要性が確認された場合に限り、障害支援区分の認定手続きを行う。ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する障害者については、介護等の提供の希望の有無にかかわらず、障害支援区分の認定手続きを要するものとする。

6. 基準支給量

訓練等給付の基準支給量は、次のとおりとする。

サービスの種類	基準支給量
自立訓練（機能訓練）	各月の日数から 8 を差し引いた日数
自立訓練（生活訓練）	
宿泊型自立訓練	各月の日数
就労移行支援	各月の日数から 8 を差し引いた日数
就労継続支援（A 型）	
就労継続支援（B 型）	
就労定着支援	各月の日数
共同生活援助	各月の日数
共同生活援助（体験利用）	連続 30 日以内かつ年 50 日以内
自立生活援助	各月の日数

※日中活動サービスの特例について（自立訓練〔宿泊型を除く〕、就労移行、就労継続支援 A 型 B 型）

日中活動サービス事業者が、事業運営上の理由から「各月の日数から 8 を差し引いた日数（以下「原則の日数」という）」を超える支援が必要となる場合は、県に届け出ることにより、当該施設が特定する 3 か月以上 1 年以内の期間において、利用日数の合計が原則の総和の範囲内であれば利用することができる。

（「日中サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成 18 年 9 月 28 日付障障発第 0928001 号）」参照）

7. 基準支給量を超えた支給決定

サービスの種類	支給上限
自立訓練（機能訓練）	各月の日数から 4 を差し引いた日数※
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	
就労継続支援（A 型）	
就労継続支援（B 型）	

※心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合。

8. 就労継続支援B型の支給決定について

(1) 就労継続支援B型の支給決定に関する考え方

就労継続支援B型については、以下の対象者について、支給決定するものとする。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で、一般企業に雇用されることが困難となった者

※「就労経験がある者」…正規社員・臨時社員・パート・アルバイト経験がある者又は自営業経営若しくは自営業で、給料の支払を受けて働いていたことのある者とする。

〔自営業で雇用形態を取らない家事手伝いは除く。〕

- ② 就労移行支援事業を利用し（暫定支給決定による利用含む。）、就労移行支援事業所の評価で、就労継続支援B型の利用が適当である（一般就労が困難である。）と判断された者

- ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者

- ④ 障がい者支援施設に入所し、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、施設入所支援と就労継続支援B型の組み合わせの必要性があると認められる者

※非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要性がある場合も考えられることから以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行うことが出来るものとする。

ア. 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

イ. 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市が認めた場合

(2) 就労移行支援事業を利用する場合について〔上記(1)の②〕

①支給決定期間・暫定支給決定期間等について

- ・ 暫定支給決定期間は2ヶ月間とし、支給決定期間（1年間）に含むものとする。
- ・ 暫定支給決定期間は、アセスメント期間と位置づけられていることから、アセスメントに要する期間も、原則、2ヶ月間とする。
- ・ ただし、暫定支給決定期間（アセスメントに要する期間）の満了日前に、就労移行支援事業所からのアセスメント結果等により、明らかに一般就労、就労移行支援事業の利用が困難であり、就労継続支援B型等の利用が適当と判断された場合は、原則の2ヶ月間を待たずに、サービス調整会議を開催することができることとする。

②特別支援学校在校生に関する特例

- ・ 特別支援学校の在校生が、進路決定に際してのアセスメントのために利用する場合、支給決定期間・暫定支給決定期間とも、2ヶ月間とするが、アセスメントに要する期間は、原則、2週間とする。
- ・ ただし、アセスメントに要する期間（2週間）の満了日前に、就労移行支援事業所からのアセスメント結果等により、明らかに一般就労、就労移行支援事業の利用が困難であり、就労継続支援B型等の利用が適当と判断された場合は、原則の2週間を待たずに、サービス調整会議を開催することができることとする。

Ⅲ 複数の障がい福祉サービス等の支給

支給量の調整・併給を考えるにあたっては、各障がい福祉サービス等の性格に着目し、下表により取り扱うこととする。

			訪問系						日中系						居住系				その他							
			自立支援給付				地域生活支援		自立支援給付						地域生活支援		自立支援給付		地域生活支援		自立支援給付		地域生活支援			
			居宅介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	ガイドヘルパー派遣事業	訪問入浴サービス事業	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	地域活動支援センター	タイムケア事業	施設入所支援	共同生活援助	療養介護	宿泊型自立訓練	地域生活体験	就労定着支援	自立生活援助	短期入所	重度障害者等包括支援	緊急時入所
訪問系	自立支援給付	居宅介護		◇	◇	※	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	※	※	×	※	×	◇	○	◇	×	◇
		行動援護	◇		×	×	×	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	※	○	○	※	×	◇	○	◇	×	◇
		同行援護	◇	×		×	※	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	※	○	○	※	×	◇	○	◇	×	◇
		重度訪問介護	※	×	×		×	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	※	※	○	※	×	◇	○	◇	×	◇
	地域生活支援	ガイドヘルパー派遣事業	◇	×	※	×		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	※	○	×	×	○	◇	○	◇	×	◇
訪問入浴サービス事業		◇	◇	◇	◇	◇		※	×	×	×	×	×	×	×	◇	※	×	×	×	×	○	◇	◇	◇	
日中系	自立支援給付	生活介護	◇	◇	◇	◇	※		△	△	△	△	△	※	◇	○	○	×	○	○	×	○	◇	×	◇	
		自立訓練（機能訓練）	◇	◇	◇	◇	◇	×	△	△	△	△	△	※	◇	○	○	×	○	×	×	○	◇	×	◇	
		自立訓練（生活訓練）	◇	◇	◇	◇	◇	×	△	△	△	△	△	※	◇	○	○	×	○	×	×	○	◇	×	◇	
		就労移行支援	◇	◇	◇	◇	◇	×	△	△	△	△	△	×	×	◇	○	○	×	○	○	×	○	◇	×	◇
		就労継続支援（A型）	◇	◇	◇	◇	◇	×	△	△	△	△	△	×	×	◇	○	○	×	○	○	×	○	◇	×	◇
		就労継続支援（B型）	◇	◇	◇	◇	◇	×	△	△	△	△	×		△	◇	○	○	×	○	○	×	○	◇	×	◇
	地域生活支援	地域活動支援センター	◇	◇	◇	◇	◇	×	※	※	※	×	×	△		◇	◇	○	×	○	○	※	○	◇	×	◇
		タイムケア事業	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		※	×	×	×	×	○	◇	○	◇	◇	◇
居住系	自立支援給付	施設入所支援	※	※	※	※	※	※	○	○	○	○	○	○	◇	※		※	×	×	※	×	×	※	×	◇
		共同生活援助	※	○	○	※	○	×	○	○	○	○	○	○	×	※		×	※	※	○	×	※	×	◇	
		療養介護	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	◇	
		宿泊型自立訓練	※	※	※	※	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	※	×		×	○	×	×	×	◇	
	地域生活支援	地域生活体験	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○	※	※	×	×		○	○	※	×	◇	
その他	自立支援給付	就労定着支援	◇	◇	◇	◇	◇	×	×	×	×	×	×	※	◇	×	○	×	○	○		×	◇	×	◇	
		自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×		※	×	◇
		短期入所	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	※	※	×	×	※	◇	※		×	◇	
		重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	◇	×	×	×	×		×	×		◇	
	地域生活支援	緊急時入所	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	

各事業の支給要件については、障害者総合支援法及び法関係通知の定めによることを基本とする。

○ 併用可

△ 同一日利用不可

◇ 同一時間帯利用不可

× 併用支給不可

※ 原則不可。ただし、特例あり。

第4 障がい児支援について

I 障害児通所支援

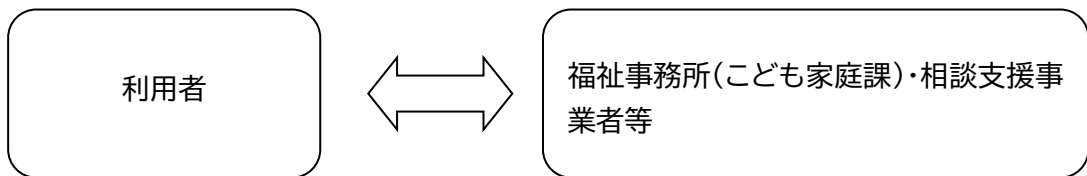
1. 障害児通所支援の種類と対象者

支援の種類	対象者
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行なう必要があると認められる未就学の障がい児。また、学校教育法第1条に規定する学校に就学していない18歳未満の障がい児を含む。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
居宅訪問型児童発達支援	次の①又は②のいずれかに該当する障がい児であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難なもの ① 重度の障がいの状態である場合（各種手帳の重度判定を基本とし、重度の精神障がいの状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障がいの状態にあり集団生活が著しく困難な障がい児） ② 次のいずれかの状態である場合 ア）人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 イ）重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた18歳未満の障がい児。ただし、代替サービスが無く、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがある場合は、20歳に達するまで支給を認める。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児 ※ なお、厚生労働省令で定めるものとは、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園、乳児院、児童養護施設その他市が必要と認めるもの。

※居宅訪問型児童発達支援を利用する場合は、障害児相談支援の利用を必須とする。

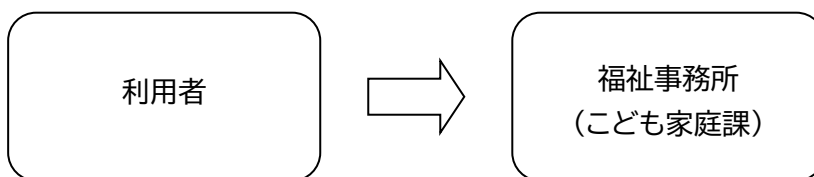
2. 障害児通所給付費支給決定までの流れ

1 相談



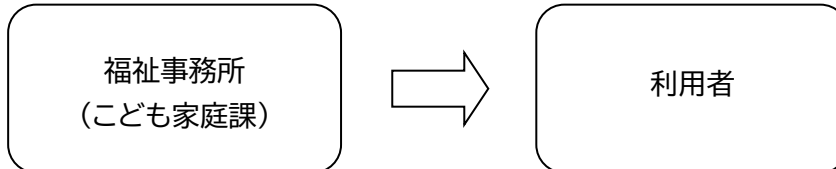
障がい児のニーズを確認し、支援に関する情報提供などの相談支援を行う。

2 申請



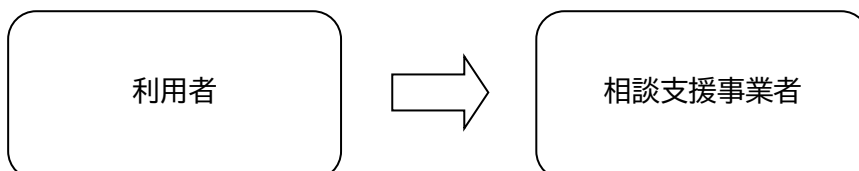
利用者が市に対して、障害児通所給付費の支給申請を行う。

3 障害児支援等利用計画案の提出依頼



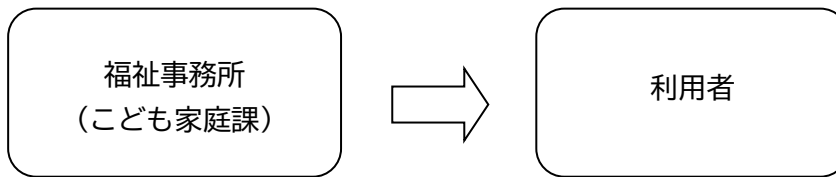
市は利用者に障害児支援等利用計画案の提出を依頼する。(相談支援事業者の情報を提供)

4 相談支援事業者との利用契約



利用者は相談支援事業者と障害児支援等利用計画作成の契約を結び、作成を依頼する。

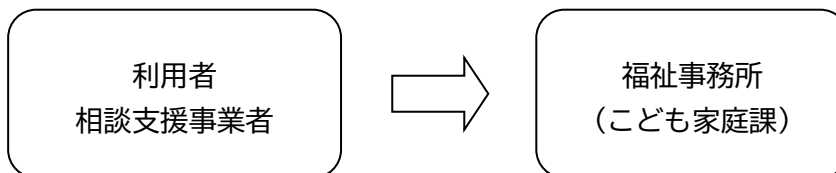
5 障がい児支援利用意向聴取



市が利用者に障がい児支援の利用意向を聴取する。

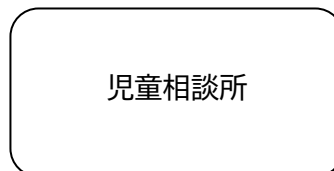
勘案事項整理票（別紙 1-2）、サービス利用計画書（別紙 2）、障がい児チェックシート 1（別紙 7）及び強度の行動障害を有する児童チェックシート（別紙 26）

6 障害児支援等利用計画案の提出



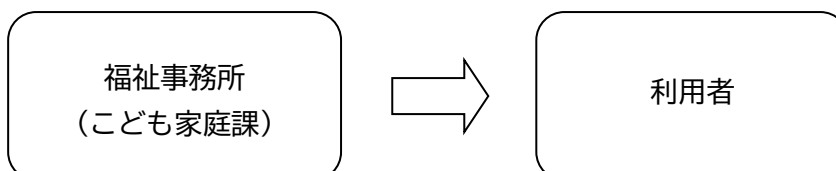
利用者と契約を締結した相談支援事業者が作成した障害児支援等利用計画案と計画相談支援支給申請書兼届出書を市に提出する。

7 児童相談所等の意見聴取



必要に応じて、児童相談所等の意見を聴く。

8 障害児通所給付費の支給決定



利用意向、障害児支援等利用計画案を勘案し支援の支給決定をする。

3. 支給量等

障害児通所支援及び障がい児の自立支援給付にかかる基準支給量は、次のとおりとする。

表1 基準支給量及び支給決定期間

支援の種類		支給量	支給決定期間	
		上限	最短	最長
居宅介護	基準	45 時間/月	1 ヶ月	1 年
	加算	17 時間/月		
重度訪問介護	基準	138 時間/月		
	加算	90 時間/月		
同行援護		58 時間/月		
行動援護		41 時間/月		
重度障害者等包括支援		83,040 単位/月		
短期入所		10 日/月		
児童発達支援		各月の日数から 8日を差し引いた日数		
医療型児童発達支援				
居宅訪問型児童発達支援				
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				

(留意点)

- ①支給量については、表2「支給量に関する算出根拠」に基づき、決定するものとする。
- ②他サービスとの併給においては、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう設定するものとする。
- ③支給決定期間は、上の表における最長の期間内で利用者の誕生日の属する月の末日までを原則とする。
- ④居宅訪問型児童発達支援は、外出が著しく困難な障がい児を対象としたサービスであることから、支給決定日数は週2日を目安とする。ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りでない。
- ⑤表中の期間に支給決定日の属する月の末日までの期間が加わる。

表2 サービスに関する算出根拠

サービスの種類	希望量	最大値	算出根拠
児童発達支援 (医療型、居宅訪問型含む。)	1回/週	5日/月	1回×5週(切り上げ)
	2回/週	10日/月	2回×5週(切り上げ)
	3回/週	15日/月	3回×5週(切り上げ)
	4回/週	20日/月	4回×5週(切り上げ)
放課後等デイサービス			
保育所等訪問支援	5回以上/週	支給上限	各月の日数から8日を差し引いた日数

4. 基準支給量を超えた支給決定

サービスの種類		支給上限
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	加算なし 加算あり	-
短期入所		30日かつ年間180日
児童発達支援(医療型・居宅訪問型含む。) 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援		当該月日数

5. 基準支給量を超える場合の決定方法

- (1) 基準支給量を超えて決定する場合においては、次の資料を添えて審査会の意見を聴取し、支給決定するものとする。
 - ① 直近の審査会に諮った資料(審査会意見等様式・審査会資料・医師意見書・認定調査票・概況調査票・サービス利用状況票)
 - ② 勘案事項整理票(別紙1-2)
 - ③ サービス利用計画書(別紙2)
 - ④ 障がい児チェックシート1又は2(別紙7又は8)
 - ⑤ 強度の行動障害を有する児童チェックシート
 - ⑥ 基準支給量を超える場合の決定にかかる理由書(別紙28)
- (2) 支給量が、基準支給量を超えるか又は既に基準支給量を超えた支給となっている場合において、決定を受けている支給量が直近の審査会までに不足することが明らかで、次の要件のいずれも満たすときは、審査会で審議することなく支給量の変更を決定し、直近の審査会に報告するものとする。

①切迫性

利用者又は介護を行う者の状況等が疾病等による体調の変化、又は就労、葬祭等による環境の変化などの要因により、支給決定における勘案事項調査時と変化が生じ、支給量を変化しなければ利用者が日常生活に支障をきたすことが明らかな場合

②非代替性

現に使っているサービス以外の障がい福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービス支給量の拡大以外に代替する支援の方法がない場合

(3)(2)の取り扱いをするにあたっては、利用者及び家族の意向、状態等を調査し、サービス利用計画書を作成し、福祉事務所における所内会議を経た上で判断するものとする。

(4)短期入所について、基準支給量を超えて支給決定する場合（介護者の疾病等による）は、次の手続きにより行うものとする。

①利用者からの相談

②相談支援専門員による聴き取り・サービス等利用計画案の提出

対象者に計画相談支援（または障害児相談支援）が支給決定されている場合は、相談支援専門員による本人及び医療機関等への聴き取りを実施し、必要な支給期間を提案する。

③サービス等利用計画案及び変更申請書の提出

④市担当ケースワーカーによる聴き取り

i) 本人、家族への聴き取り

ii) 医療機関への聴き取り

医療機関への聴き取りは、②の時点で相談員が行うこととなるが、計画相談支援（または障害児相談支援）が入っていない者については、市担当ケースワーカーが聴き取りを行う。

聴き取った内容については、「勘案事項整理票」（別紙 1-2）に記載する。

⑤所内会議

聴き取りの結果を踏まえ、支給決定案について協議する。

⑥審査会の意見聴取

審査会への提出資料

i) 直近の審査会に諮った資料（審査会意見等様式・審査会資料・医師意見書・認定調査票・概況調査票・サービス利用状況票）

ii) 勘案事項整理票（別紙 1-2）

iii) サービス利用計画書（別紙 2）

⑦支給決定

6. 支給決定期間

障害児通所支援及び障がい児の自立支援給付、地域生活支援事業の支給決定期間は、最短を1か月、最長を1年とする。この場合において、次に掲げる者を除き、これらのサービスを利用する障がい児の誕生日ごとに更新が行われるよう、支給決定期間を調整するものとする。

- ① 多子軽減対象児童
 - ・多子軽減措置の対象児童については、3月31日を終期の基準とする。
 - ・多子軽減対象世帯に障害児通所支援を利用している児童が複数いる場合は、その世帯の障がい児全員の終期を3月31日とする。
- ② 児童発達支援から放課後等デイサービスに切り替わる児童
 - ・児童発達支援（未就学児対象）から引き続き、放課後等デイサービス（就学児対象）の支給決定を行う場合は、児童発達支援の終期を3月31日とし、その後の放課後等デイサービスの終期を誕生月に合わせる。
- ③ 同一世帯の兄弟姉妹でサービスを利用する児童
 - ・兄弟など同一世帯の児童に障害児通所支援の支給決定を行う場合は、その支給決定日の前後に関わらず、年齢が一番上の児童の誕生月を基準とし、年齢が下の児童のサービス支給期間の終期を合わせる。
- ④ 就労アセスメントを行うため、就労移行支援の支給決定を行う児童

Ⅱ 障がい児の自立支援給付

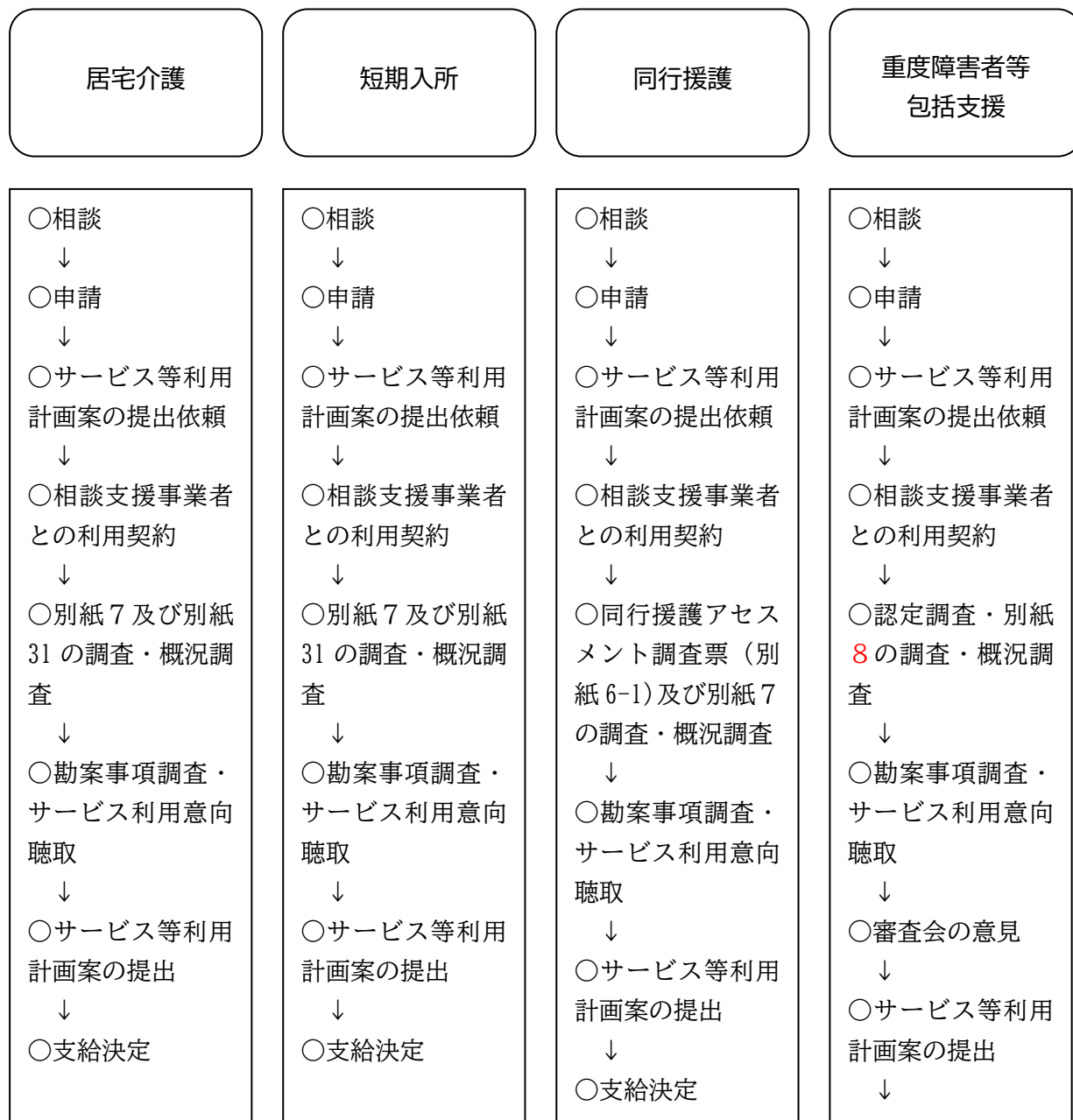
1. 障がい児の自立支援給付の種類と対象者

支援の種類	対象者
居宅介護	障がい児チェックシート3（別紙31）による調査を行い、支給の要否及び支給量を決定する。必要に応じ児童相談所、又は保健所（以下「児童相談所等」という。）の意見を求めることができる。
短期入所	障がい児チェックシート3（別紙31）による調査を行う。 【区分1】 区分3又は2に該当しない児童で①～④項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上 【区分2】 ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に一回以上」が1項目以上 【区分3】 ①～④項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上
同行援護	同行援護アセスメント調査票（別紙6-1）による調査を行い、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上
行動援護	障がい児チェックシート2（別紙8）による調査で10点以上
重度障害者等包括支援	認定調査（80項目調査）と障がい児チェックシート2（別紙8）による調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聞いたうえで支給の要否を決定する。
重度訪問介護	15歳以上で児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合、障がい者と同じ手続きで対象となるかを判定する。

※短期入所の重度障害者支援加算の決定に際して、本加算対象者となる可能性がある者については、支給決定時ごとに児童相談所の判断を受けて決定する。

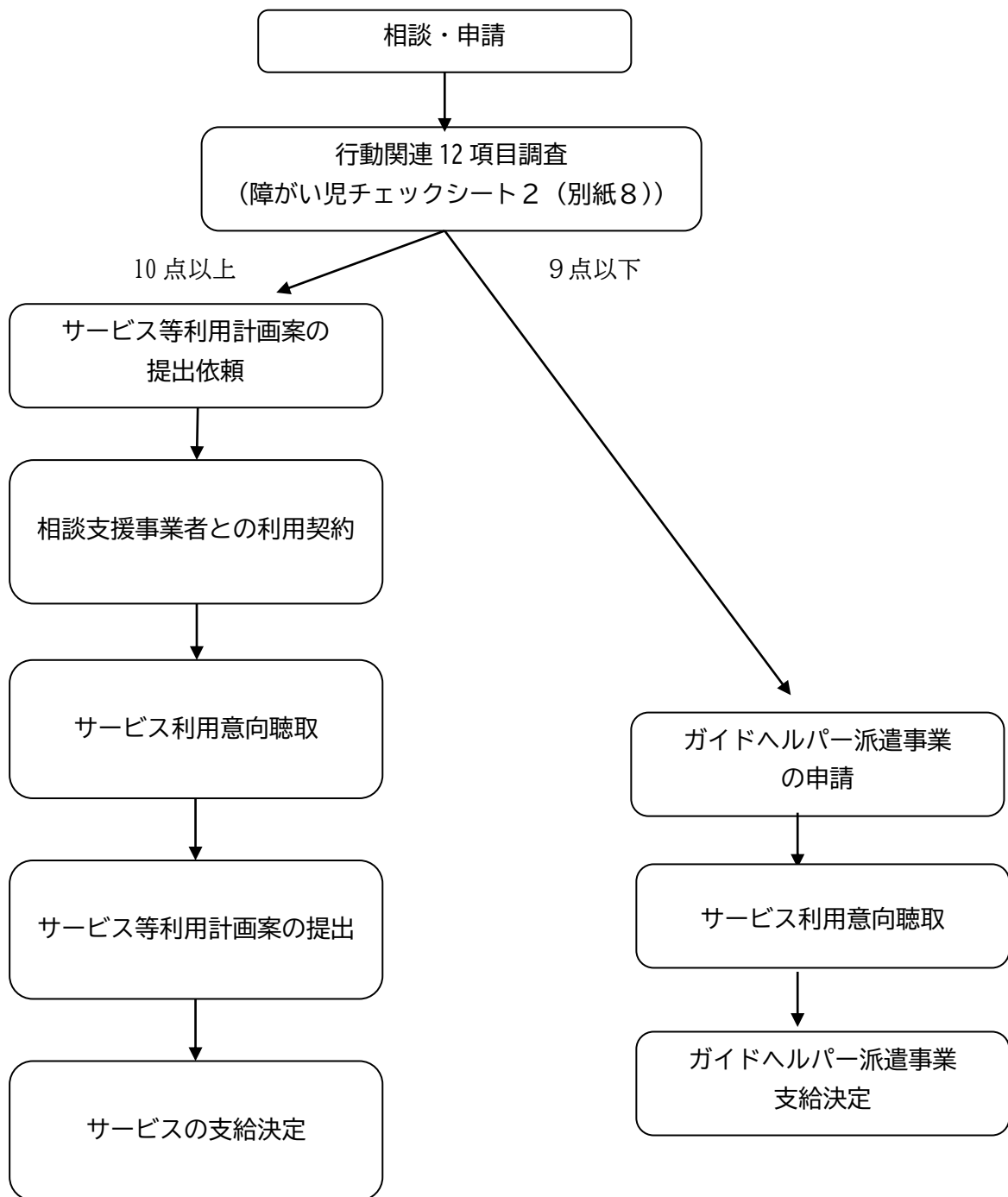
※同行援護においては、障害支援区分3以上の支援の度合いに相当することが見込まれる場合、「障がい児チェックシート（別紙7）」で調査を行い、障害支援区分3の利用者を支援した場合の加算（【区分2】）又は障害支援区分4以上の利用者を支援した場合の加算（【区分3】）の要否を決定する。

2. 支給決定の流れ



※重度訪問介護（児童福祉法63条の4の規定に基づき児童相談所長から通知を受けた場合）
は、障がい者の支給決定プロセスへ

3. 支給決定の流れ（行動援護）



4. 支給決定にかかる考え方

- (1) 通院介助については、保護者の代理ではないため、保護者が疾病等により付き添えない場合においてのみ、中学生以上を対象とする。
- (2) 家事援助については、保護者・家族の疾病・障がいにより継続的に支障がある場合等、真にやむを得ない場合についてのみ、対象とすることができる。
- (3) 保護者の就労等により不在となる理由をもって加算の取り扱いは行わない。
ただし、母子家庭又は父子家庭等により、保護者が就労しないと生活保護になる場合については、保護者の状況及び障がい児の障がい状況を勘案して支給決定を行うことができる。
- (4) 兄弟姉妹が障がい児の場合も加算対象とする。

Ⅲ 障がい児支援

障がい児支援の支給決定のための調査にあたっては、別紙障がい児チェックシート1・2(別紙7・8)、放課後等デイサービス基本報酬チェックシートにより行うものとする。

Ⅳ 複数の障害児通所支援及び障がい福祉サービスの支給

支給量の調整・併給を考えるにあたっては、各障害児通所支援及び障がい福祉サービスの性格に着目し、下表により取り扱うこととする。

		障害児通所支援					訪問系				日中系								居宅系			その他				
							自立支援給付		地域生活支援		自立支援給付						地域生活支援		自立支援給付		地域生活支援	自立支援給付				
		児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	ガイドヘルパー派遣事業	生活サポート事業	訪問入浴サービス事業	生活介護	療養介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	地域活動支援センター	タイムケア事業	施設入所支援	共同生活援助	福祉ホーム	短期入所	重度障害者等包括支援
障害児通所支援	児童発達支援	×	×	×	◇	◇	◇	◇	◇	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	◇	×	×	×	◇	×	
	医療型児童発達支援	×		×	×	◇	◇	◇	◇	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	◇	×	×	×	◇	×	
	居宅訪問型児童発達支援	×	×		×	×	◇	×	×	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◇	×	
	放課後等デイサービス	×	×	×		◇	◇	◇	◇	×	◇	×	×	×	×	△	×	×	×	◇	×	×	×	◇	×	
	保育所等訪問支援	◇	◇	×	◇		◇	◇	◇	◇	×	◇	×	×	×	×	×	×	×	×	◇	×	×	×	◇	×

各事業の支給要件については、児童福祉法、障害者総合支援法及び法関係通知の定めによることを基本とする。

- 併用可
- △ 同一日利用不可
- ◇ 同一時間帯利用不可
- × 併用支給不可

第5 計画相談支援・障害児相談支援について

I 計画相談支援給付・障害児相談支援給付

1. 支給対象者

障がい福祉サービス又は障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者

2. 計画相談支援給付費・障害児相談支援費の支給期間

(1) 支給期間の開始月

① 新規に計画相談支援給付費の対象となる者

サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）

② 既に計画相談支援給付費の対象となっている者

更新前の支給期間の翌月

(2) 支給期間の終期月

利用する障がい福祉サービスのうち、最長の有効期間の終期月とする。

3. 継続サービス利用支援（モニタリング）

(1) 継続サービス利用支援（モニタリング）の期間

継続サービス利用支援（モニタリング）の期間は、相談支援事業者からモニタリング期間設定整理票（者：別紙様式 19、児：別紙様式 20）による提案を踏まえ、下記勘案事項、標準モニタリング期間を勘案し、個別の対象者ごとに定める。

・勘案する事項

障がい者等の心身の状況、障がい者等の置かれている環境（地域移行や住環境、生活環境の変化、家庭環境の変化、ライフステージの変化等）、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及び達成時期、提供されるサービスの種類・内容・量、サービスを提供するうえでの留意事項

○標準モニタリング期間

(計画相談支援モニタリング標準期間 障がい者総合支援法施行規則第6条の16)

(1) 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	1月ごと(サービス利用開始から3カ月のみ)
(2) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	1月ごと
(3) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	1月ごと
(4) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	1月ごと
(5) 生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中サービス支援型を除く)、地域移行支援、地域定着支援を利用する者	6か月ごと ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3か月ごと
(6) 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者	6か月ごと
(7) 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者	3か月ごと

(障がい児相談支援モニタリング標準期間 児童福祉法施行規則第1条の2の5)

(1) 下記に掲げる者以外のもの	6月ごと
(2) 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	1月ごと
(3) 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	1月ごと
(4) 通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者	1月ごと(サービス利用開始から3カ月のみ)

ただし、障害児通所支援を利用する児童等が次に掲げる状況その他のモニタリング期間を短期に設定することが適切な状況であるときは、その状況に応じて上記の表(1)に掲げる期間よりも短いモニタリング期間を設定することができる。

・障害児通所支援等を利用する児童であって、学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのあるとき

・障害児通所支援等を利用する児童の保護者であって、児童の状態や支援方法に関して不安の軽減・解消を図る必要があるとき

(2) モニタリング期間に係る開始月と終期月

① モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

継続サービス利用支援の開始月については、障がい福祉サービスの支給決定等の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定。

② モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

計画相談支援給付費の支給期間の終期月と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する。

4. 決定から3か月以内に更新決定を行う者のサービス等利用計画案等及び報酬算定の取り扱い

サービス等利用計画案を提出して支給決定を受けた後、3か月以内にその利用状況に変更を伴わず更新決定を行う場合の取り扱いは、次のとおりとする。

- ・新たなサービス等利用計画案等の提出は不要とする。
- ・支給期間の終期月のモニタリングは実施する。
- ・この場合、相談支援事業所はサービス利用支援の一連の行為を行わないため、サービス利用支援費の算定は行わず、継続サービス利用支援費の算定のみ行う。
- ・この取り扱いは、サービスの支給期間の開始日から起算して3か月以内に更新を行う場合に適用する。

（例）3月10日 → 計画案を提出

4月1日 サービスの支給期間の開始日（起算点）

5月1日

6月1日 → 6月末更新分までは、計画案の提出は不要。

7月末更新分から、計画案の提出が必要。

・ただし、上記のように3か月以内の更新決定を行うであっても、そのサービスの利用状況に変更がある場合は、相談支援事業所は通常どおり計画案の提出をはじめとするサービス利用支援の一連の支援を行い、サービス利用支援費の算定を行う。

第6 地域相談支援について

I 地域相談支援給付

1. 地域移行支援

(1) サービスの内容

障がい者支援施設等に入所、刑事施設に収容、又は精神科病院に入院している障がい者が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談。

※ 地域移行支援については、支給対象者の状況を把握するため障害支援区分認定調査を行う。

(2) 支給対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

①障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象とする。

②精神科病院に入院している精神障がい者

- ・直近の入院期間が1年以上の者
- ・措置入院及び医療保護入院の者
- ・その他、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者

③救護施設、更生施設に入所している障がい者

④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者

⑤更生保護施設に入所している障がい者、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに宿泊している障がい者

(3) 支給決定期間

6ヶ月

※ この期間では十分な成果が得られずかつ引き続き地域移行支援を提供することにより、地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には6ヶ月間の範囲内で更新できる。更なる更新については、次の資料を添えて審査会の意見を聴取し、支給決定するものとする。

- ① 勘案事項整理票（別紙1-1）
- ② サービス利用計画書（別紙2）
- ③ サービス等利用計画案（指定特定相談支援事業者が作成したもの）
- ④ 利用期間延長にかかる支援計画票（別紙12）
- ⑤ 標準利用期間での支援計画総括表（別紙13）

2. 地域定着支援

(1) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

※地域定着支援については、支給対象者の状況を把握するため障害支援区分認定調査を行う。

(2) 支給対象者

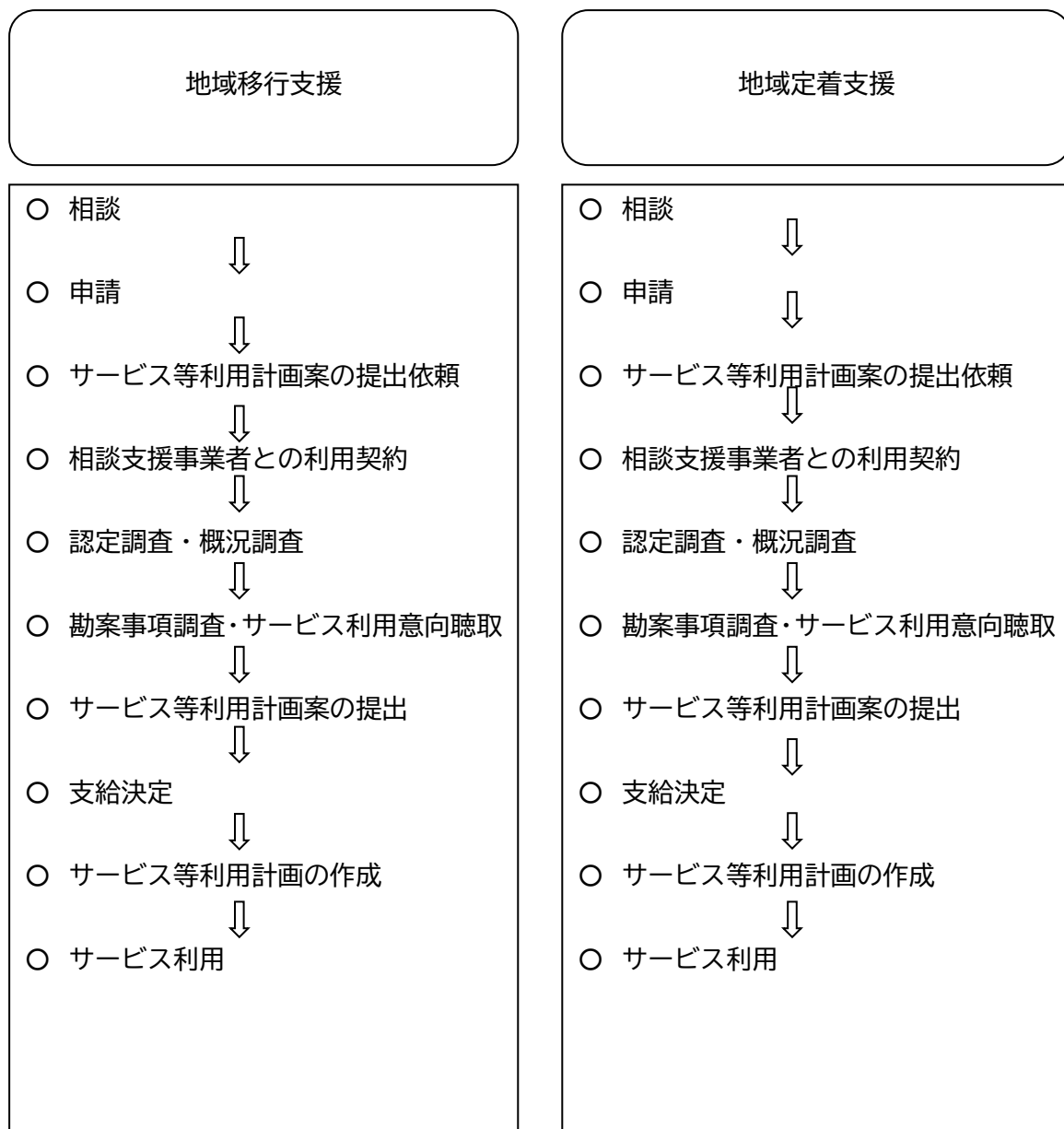
- ①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ②居宅において家族と同居している障がい者であっても当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

(3) 支給決定期間

1年

※ 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で更新が可能とする。更なる更新についても必要性が認められる場合には更新可能とする。

3. 支給決定の流れ



第7 地域生活支援事業

I 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の種類と対象者及び支給量

事業名	対象者	支給量（月あたり）	加算等
ガイドヘルパー派遣事業	●障がい者及び障がい児のうち、判定基準票（別紙 23）定める判定基準に該当する者 ※身体障がい者は、下肢に係る障がい等級が2級以上の者または視覚障がいの認定を受けている者（ただし、同行援護の支給決定を受けている者はグループ支援のみ利用可）、または補装具として車いすの交付を受けている者のうち、判定基準票（別紙 23）に該当する者。 ●障害者総合支援法に定める疾病に罹患している者のうち、通院等介助（身体介護を伴う場合）の支給要件（ただし障害支援区分を除く）に該当する者。	上限 63 時間	—
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴が困難な障がい者及び障がい児 ※（別紙 18）に該当する者	—	—
タイムケア事業	障がい者及び障がい児	5 日 ※	早朝支援 （就学児のみ）
地域活動支援センター		当該月日数－8 日	—
福祉ホーム	●一定程度の自活能力がある者 ●家庭環境、住宅事情等の理由により居住の確保が困難な者	当該月日数	—
緊急時入所事業	介護者の疾病等のため、居宅にて支援の受けられない障がい者等	10 日	—
地域生活体験事業	●親亡き後や親元からの自立に向けた支援が必要な障がい者等 ●地域生活体験事業 身体介護有無判断シート（別紙 27）により、身体介護の必要性および日帰り利用の妥当性を判断する。	10 日	—

※タイムケアの支給量加算の条件；基準支給量を超えた支給決定をしなければ利用者世帯の生活状況（生計）の維持が困難になると認められる場合は、必要最低限の範囲で基準支給量を超えた支給を認める。この場合、「タイムケア事業支給量計算シート」（別紙 22）を用いて必要となる支給量を算出するものとする。

2. 地域生活支援事業の支給決定にかかる基本的な考え方

（１）ガイドヘルパー派遣事業

- ①講習会等で講師謝礼等（交通費を含む）がある場合は、対象外とする。
- ②サークル活動等において委員報酬等（交通費を含む）がある場合は、対象外とする。
- ③サークル活動等において、広告募集や営利目的の活動については対象外とする。
- ④通学や通勤、通所等長期的かつ継続的な利用については、対象外とする。

（２）訪問入浴サービス事業

- ①サービス利用者が必要とする回数を、支給量とする。
- ②サービス利用者は必要に応じ医師の診察を受け、入浴の指導を受けるものとする。

（３）タイムケア事業

- ①日中、法定サービスが利用できる場合は、その利用を優先する。
- ②早朝支援を利用する場合は、在職証明書等を提出しなければならない。

（４）地域活動支援センター

- ①申請のあった日数とし、各月の日数から８を差し引いた日数を上限とする。
- ②他の日中活動系サービスとの併給は原則不可とする。しかし、日中活動系サービスを複数利用することがより効果的であるなど、併給することについて合理的な理由がある場合については、上限を超えない範囲で併給することができる（ただし、就労移行支援及び就労継続支援Ａ型との併給は除く）。

（５）福祉ホーム

利用期間を超えるサービス利用については、会津若松市福祉ホーム事業利用延長に係る意見書（会津若松市福祉ホーム事業実施要綱第７条に定める第３号様式）により必要と認められる場合に限り、期間延長ができるものとする。

（６）緊急時入所事業

- ①原則として、事前に支給決定が必要とする。
- ②利用の際は、原則として、計画相談支援利用者については、担当相談支援専門員、計画相談支援非利用者については、障がい者相談窓口職員または市担当ケースワーカーが利用調整するものとする。
- ③緊急時入所事業を利用している時間帯は、原則として、他の障がい福祉サービスを利用できないものとする。

(7) 地域生活体験事業

①利用の際は、原則として、計画相談支援利用者については、担当相談支援専門員、計画相談支援非利用者については、障がい者相談窓口職員または市担当ケースワーカーが体験する上で必要な支援の頻度、程度及び日中活動等の調整を行うものとする。

3. 地域生活支援事業の支給決定期間及び利用期間

事業名	支給決定期間		利用期間の制限	利用期間の延長
	最短	最長		
ガイドヘルパー派遣事業	1ヶ月	1年	利用期間の制限なし	-
訪問入浴サービス事業				
タイムケア事業				
地域活動支援センター				
福祉ホーム			2年まで（利用期間を延長した場合は3年まで）	1年以内
緊急時入所事業			利用期間の制限なし	-
地域生活体験事業				

※表中の期間に支給決定日の属する月の末日までの期間が加わる。

※支給決定期間は、上の表における最長の期間内で利用者の誕生日の属する月の末日までを原則とする。

4. 利用料の負担上限月額

(1) 地域生活支援事業の利用料にかかる負担上限月額は、「会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例」によるものとする。

(2) 日常生活用具の月額上限額については、「会津若松市日常生活用具費の助成に関する要綱」によるものとする。